○大阪産業大学経営学部修学規程

昭和40年4月1日 規程第131号の1 改正 平成31年3月7日 令和2年3月16日 令和2年4月28日 令和3年3月19日 令和4年4月1日 令和4年8月29日 令和5年1月16日 令和5年2月15日

第1章 総則

- 第1条 大阪産業大学学則(以下「学則」という。)第27条、第28条および第29条に基づく経営学部学生の授業科目の履修その他に関しては、別に定めあるものを除き、この規程の定めるところによる。
- 第2条 学生が履修する科目を分けて、総合教育科目および専門教育科目とする。
- 第3条 授業科目のうち特定のものを必修科目とし、その他を選択必修科目と選択科目とする。必修科目のすべての単位と選択必修の規定単位を、修得しなければ卒業できない。
- 2 通年科目を、都合により、前期または後期にまとめて授業した場合は、本規程第13条 第3項ただし書によるほか履修期間および成績の取扱いその他は、通年科目と同様に取り 扱う。
- 3 学部または学科が指定する科目について、年度初めに実施するプレイスメントテストを 受けなければならない。
- 第4条 専攻分野別の履修コースは、次のとおりとする。
- 2 経営学科は、経営学コース、会計スペシャリストコースおよびファッションビジネスコースに分ける。なお、編入生の履修コースは経営学コースのみとする。
- 3 商学科は、商学コースおよびスポーツキャリアコースに分ける。なお、編入生の履修コースは商学コースのみとする。

第2章 履修申請

第5条 履修申請は、年度ごとに履修する科目を定めて、教務課に届出なければならない。

なお、履修申請をしていない科目を受講し、または受験することはできない。

- 2 履修申請は、次の各号の定めにしたがって行うものとする。
 - (1) 履修申請期間は、予め告示する。
 - (2) 同一時限に2科目以上の履修申請をしても受理しない。
 - (3) 履修申請は、復学の場合を除き、申請期間経過後は原則として受理しない。また、申請期間経過後は、申請内容の変更を原則として認めない。
 - (4) 前各号の規定にかかわらず、履修人員に制限のある授業科目については、その制限 人員に達した場合は、第1号の期間中であっても履修申請の受付け、変更または追加は 認めない。
- 第6条 履修した科目が不合格となり、なお単位を修得しようとする者は、あらためて次年 度以降に履修申請し、再履修しなければならない。
- 第6条の2 すでに単位を修得した科目については、再び履修することはできない。
- 第7条 前3条の規定に違反した者には、単位を与えない。

第3章 履修制限

- 第8条 1年間に履修できる単位数は、次のとおりとする。
 - (1) 経営学科
 - イ 48単位とする。編入学生についても48単位とする。
 - ローイの定めにかかわらず、次の科目を履修制限から除く。
 - ① 教員免許取得に係る「教科及び教科の指導法に関する科目」に規定する科目のうち職業指導および「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」に規定する科目
 - ② 教員免許取得に係る「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」に規定する科目。(ただし、「生涯学習論」、「人権教育」はこの限りでないものとする。)
 - ③ 学則第33条および第34条に基づき、本学における授業科目の履修とみなした科目
 - ④ 単位認定科目として規定する科目(「インターンシップ」)
 - (2) 商学科
 - イ 48単位とする。編入学生についても48単位とする。
 - ロ イの定めにかかわらず、次の科目を履修制限から除く。
 - ① 教員免許取得に係る「教科及び教科の指導法に関する科目」に規定する科目のう

ち職業指導および「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」に規定する 科目。

- ② 教員免許取得に係る「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に 設定する科目」に規定する科目。(ただし、「生涯学習論」、「人権教育」はこの 限りでないものとする。)
- ③ 学則第33条および第34条に基づき、本学における授業科目の履修とみなした科
- 2 経営学科の履修コースについては、次のとおりとする。
 - (1) 会計スペシャリストコースの者に限り会計スペシャリストコース特設科目を、ファッションビジネスコースの者に限りファッションビジネスコース特設科目を履修することができる。
 - (2) 履修コースの変更は、経営学コースと会計スペシャリストコースの相互変更および ファッションビジネスコースから経営学コースへの変更に限り認めるものとする。なお、 コース変更の申請時期は毎学年の2月末とし、3年次の2月末まで申請可能とする。
 - (3) コース変更前に修得した各コース特設科目の単位は、選択科目として卒業要件単位 に算入することができる。
- 3 商学科の履修コースについては、次のとおりとする。
 - (1) スポーツキャリアコースの者に限り、スポーツキャリアコース特設科目を履修することができる。
 - (2) 履修コースの変更は、スポーツキャリアコースから商学コースへの変更に限り認めるものとする。なお、コース変更の申請時期は毎学年の2月末とし、3年次の2月末まで申請可能とする。
 - (3) コース変更前に修得したスポーツキャリアコース特設科目の単位は、選択科目として卒業要件単位に算入することができる。
- 第9条 科目の履修および卒業見込証明書の発行の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 経営学科
 - イ 「研究ゼミナール」を履修するためには「専門ゼミナール」を、「卒業研究」を履 修するためには「研究ゼミナール」をあらかじめ修得していなければならない。なお、 「専門ゼミナール」、「研究ゼミナール」および「卒業研究」を履修する際の教員は、 原則として同一人であること。
 - ロ 卒業見込証明書は、3年次修了時点において本規程第10条に定める卒業の要件を

みたすために必要な単位を、**76**単位以上修得している者に対して発行する。ただし、 編入学生については、卒業の要件を満たすために必要な単位を14単位以上修得して いる者に対して発行する。

(2) 商学科

- イ 専門演習Bを履修するためには専門演習Aを、卒業演習を履修するためには専門演習Bをあらかじめ修得していなければならない。また、卒業研究を履修するためには同時に卒業演習を履修しなければならない。なお、専門演習A、専門演習B、卒業演習および卒業研究を履修する際の教員は、原則として同一人であること。
- ロ 卒業見込証明書は、3年次修了時点において本規程第10条に定める卒業の要件を みたすために必要な単位を、76単位以上修得している者に対して発行する。ただし、 編入学生については、卒業の要件を満たすために必要な単位を14単位以上修得して いる者に対して発行する。

第4章 卒業要件

第10条 卒業するためには、次の各号に定める単位を修得しなければならない。

2 学則第30条に定める各学科の卒業要件単位は、本規程別表第1の授業科目表にしたがって、在学中に124単位を修得しなければならない。

(1) 経営学科

総合教育科目は、教養教育科目分野、言語文化科目分野より6単位以上および身体科学科目分野を合わせて20単位以上、専門教育科目は、必修、選択必修および選択を合わせて、84単位以上とする。また、他学部・他学科の専門教育科目のうちより製図、演習、実験、実習、卒業研究を除き、30単位まで履修することができ、そのうち12単位までを、当該学科の専門教育科目の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる(これを自由科目と称する。)。

総合教育	教養教育科	人文科学			20単位	124単	学士
科目	目	社会科学			以上	位	(経
		自然科学					営
		学際領域					学)
		日本文化	(留学生に限る)				
		人間教育					
	言語文化科	英語					
	目	初修外国語		6単位以上 (留学生			
		日本語	(留学生に限る)	は8単位以 上)			
	身体科学科	目					
専門教育	専門教育 必修、選択必修、選択科目の単位をあわせて84単位以上						
科目	(自由科目12単位を含む)						
4年以上在学							

注) 留学生は、日本文化分野の「日本事情 1」、「日本事情 2」、言語文化科目分野の 「日本語読解 1」、「日本語読解 2」、「日本語作文 1」、「日本語作文 2」、「上級 日本語読解 1」、「上級日本語読解 2」、「上級日本語作文 1」および「上級日本語作 文 2」を必修とする。

(2) 商学科

総合教育科目は、教養教育科目分野、言語文化科目分野より6単位以上および身体科学科目分野を合わせて20単位以上、専門教育科目は、選択必修および選択を合わせて、88単位以上とする。また、他学部・他学科の専門教育科目のうちより製図、演習、実験、実習、卒業研究を除き、30単位まで履修することができ、そのうち12単位までを、当該学科の専門教育科目の選択科目として卒業要件単位に組み入れることができる(これを自由科目と称する。)。

総合教育	教養教育科	リテラシ			20単位	124単	学士
科目	目	人文科学			以上	位	(経
		社会科学					営学)
		自然科学					
		学際領域					
		日本文化	(留学生に限る)	4単位			
		人間教育			_		
	言語文化科	英語	_				
	目			6単位以上			
		初修外国語		(留学生			
		日本語	(留学生に限る)	は8単位以			
			_	上)			
					-		
	身体科学科	目					
専門教育	専門教育 選択必修、選択科目の単位をあわせて88単位以上						
科目	(自由科目12単位を含む)						
4年以上在学							

- 注) 留学生は、日本文化分野の「日本事情 1」、「日本事情 2」、言語文化科目分野の 「日本語読解 1」、「日本語読解 2」、「日本語作文 1」、「日本語作文 2」、「上級 日本語読解 1」、「上級日本語読解 2」、「上級日本語作文 1」および「上級日本語作 文 2」を必修とする。
- 3 学則第13条に定める各学科の3年次編入学生の卒業要件等は、次のとおりとする。

(1) 経営学科

- イ 必修科目は、4単位とする。専門教育科目区分の専門基礎科目分野より、「経営学 基礎A」、「会計学基礎」を修得すること。
- ロ 選択必修科目は、専門教育科目区分 経営関連科目分野の「経営管理論」、「経営 戦略論」、「経営組織論」、「マーケティング論」、「経営財務論」、「人的資源管 理論」、「会計学総論」および「簿記基礎」より4単位以上を修得すること。4単位 を超えて修得した単位は、選択科目の卒業要件単位に組み入れることができる。

ハ 選択科目は、54単位とする。

自由科目制度により修得した単位は、12単位を上限として、卒業要件単位に組み 入れることができる。

- ニ 全員履修科目の「表現力基礎演習」、「入門ゼミナールA」、「入門ゼミナールB」、「基礎ゼミナールA」および「基礎ゼミナールB」は履修することができない。
- ホ 会計スペシャリストコース特設科目およびファッションビジネスコース特設科目 は履修することができない。

専門教育科目	必修科目 4単位		62単位	学士
	選択必修科目 4単位			(経
	選択科目(自由科目12単位を含む)	54単位		営学)
2年以上在学				

(2) 商学科

- イ 選択必修科目は、10単位とする。専門教育科目区分の学科基幹科目分野より、専門基礎科目分野の10単位を修得すること。ただし、10単位を超えて修得した単位は、 選択科目として、卒業要件単位に算入することができる。
- ロ 選択科目は、52単位とする。
 - ① 専門教育科目区分の専門基礎科目分野より10単位を超えて修得した単位を卒業 要件単位に組み入れることができる。
 - ② 自由科目制度により修得した単位は、12単位を上限として、卒業要件単位に組み入れることができる。
- ハ 全員履修科目の「コンピュータ・リテラシ」(教育職員免許状を取得しようとする者は除く)、「表現力基礎演習」、「商学総合講座」、「入門演習A」、「入門演習B」および「演習基礎」は履修することができない。
- ニ スポーツキャリアコース特設科目は履修することができない。ただし、「スポーツ ツーリズム論」および「スポーツビジネス論」はこの限りでないものとする。

専門教育科目	選択必修科目 10単位	選択必修科目 10単位			(経
	選択科目(自由科目12単位を含む)	52単位		営学)	
2年以上在学					

第5章 教育職員免許状取得に必要な科目の履修

第11条 中学校および高等学校の教育職員免許状を取得しようとする者は、卒業に必要な単位のほかに、教育職員免許法・同施行規則に定める必要な単位を修得するために、本規

程別表第1の3(以下別表という。)に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」より、以下に定める単位を修得しなければならない。

(1) 経営学科

高等学校教諭一種商業の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目(選択必修科目を含む。)を含め24単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を26単位、かつ、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」から選択科目を9単位、合わせて59単位を修得しなければならない。

(2) 商学科

- イ 中学校教諭一種社会の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教 科の指導法に関する科目」から必修科目(選択必修科目を含む。)を32単位、「教 育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を30単位、合わせて62単位を修得し なければならない。また、7日間の「介護等体験」を行わなければならない。
- ロ 高等学校教諭一種公民の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目(選択必修科目を含む。)を含め24単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を26単位、かつ、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」から選択科目を9単位、合わせて59単位を修得しなければならない。
- ハ 高等学校教諭一種商業の免許状を取得しようとする者は、別表に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」から必修科目を含め24単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」から必修科目を26単位、かつ、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」から選択科目を9単位、合わせて59単位を修得しなければならない。
- 第12条 教育実習科目および教職実践演習の履修は、次に掲げる各号の規定によるものとする。
 - (1) 「教育実習1」を履修するためには、前年度終了時点において、総修得単位数(卒業要件外教職科目を含む。)が、原則として90単位以上でなければならない。ただし、編入学生は、この限りでない。
 - (2) 「教育実習2a」または「教育実習2b」の履修者は、卒業見込みの者であるととも

に、「教育実習1」を履修している者で、原則として、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」ならびに、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち「教育の基礎的理解に関する科目」および「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」について、配当された科目の単位をすべて修得し終えており、かつ、卒業時に教育職員免許状を取得するために必要なすべての単位を修得できる見込みの者でなければならない。なお、教育実習に関する詳細は別に定める。

(3) 「教職実践演習(中・高)」の履修者は、原則として、教育職員免許状を取得する ために必要なすべての単位のうち、4年次前期までに配当された科目の単位をすべて修 得し終えていなければならない。

第6章 試験

第13条 定期試験は、前期試験と後期・学年末試験に分ける。

- 2 前期試験は、前期のみで終わる授業科目について前期末に行う。ただし、通年の授業科目についても、中間試験として行うことができる。
- 3 後期・学年末試験は、通年授業科目および後期のみで終わる授業科目について学年末に 行う。ただし、通年の授業科目であって、前期に集中して授業したときは、前期試験の際、 試験を行うが、追試験の実施を除き、成績の発表については学年末において処理する。
- 第14条 正当な理由によって受験できなかった者に対しては、教授会の議を経て、追試験 を行う。
- 2 追試験を受験しようとする者は、指定の期間に、追試験受験願(様式第9号)を、所定の手数料と病気その他で受験できなかったことを証明する書類とともに教務課経由学長に提出する。ただし、受験できなかった理由が就職試験、公共交通機関の遅延・運行休止または裁判員制度に基づく裁判員としての任務遂行の場合は、手数料を徴収しない。
- 3 学長は、前項の受験願を受理したときは、受験を許可するかどうかを教授会の議を経て、 本人に通知する。
- 4 追試験の受験を許可された者には、受験票を交付し、不許可になった者には、提出した 書類および手数料を返戻する。
- 5 追試験の期日は、教授会において定める。
- 6 中間試験として行った試験についての追試験は行わない。
- 7 追試験の成績は、90点満点とする。
- 第15条 単位認定に係わる試験(以下「試験」という。)を受験しようとする者は、試験

場において、次の各号に定める事項(以下「注意義務」という。)を守らなければならない。

- (1) 試験場においては、監督者の指示にしたがわなければならない。
- (2) 試験開始後30分以上遅刻した者は試験場に入ることができない。
- (3) 受験の際は、学生証を机上に置かなければならない。学生証を所持しない者は受験 することができない。
- (4) 答案用紙には、学籍番号および氏名をペンまたはボールペンで明記し、監督者に学 生証との照合を受けなければならない。
- (5) 特に許可されたものを除き、すべて携帯品は、監督者が指定する場所に置かなければならない。
- (6) 配布を受けた答案用紙およびその他の用紙類はすべて、監督者が指定する場所に提出し、試験場外に持ち出してはならない。
- 第16条 試験に際して、次の各号のいずれかの行為を行った者は、不正行為者とみなし、 学生証および答案を取り上げて退場を命じる。
 - (1) 前条の注意義務に抵触する行為
 - (2) 許可されたもの以外を見ること
 - (3) 他人の不正行為を助けること
 - (4) 不正行為を目的とするものを保持すること
 - (5) 不正行為に係わる物的証拠を故意に隠蔽すること
 - (6) その他不正行為とみなされること
- 2 不正行為を行った者に対しては、次の各号にしたがって処分を行う。
 - (1) 前項1号の不正行為を行った者は、当該科目の試験を無効とする。
 - (2) 前項2号から6号の不正行為を行った者は、当該試験期間中の試験を無効とする。
 - (3) 不正行為を繰り返すなど特に悪質な者に対しては、学則第48条に基づいて懲戒処分とする。

第7章 (削除)

第17条 (削除)

附則

(施行期日)

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月7日)

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月16日)

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月28日)

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第1.3. (1). ハ. については 平成31年4月1日に遡って適用する。

附 則(令和3年3月19日)

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日)

(施行期日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年8月29日)

(施行期日)

この規程は、令和4年8月29日から施行する。ただし、第17条については、学則第51条 の定めに関わらず、令和4年度以降に在籍する学生に適用する。

附 則(令和4年8月29日)

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年1月16日)

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年2月15日)

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月20日)

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第17条(削除)については、学

1 学則・奨学関係(131-1 大阪産業大学経営学部修学規程)

則第51条の定めに関わらず、令和6年度以降に在籍する学生に適用する。